

雲南市の給与・定員管理等について【概要版】

●人件費の状況（平成18年度普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (平成18年度末) | 歳出額 (A) | 実質収支 | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) |
|------|-----------------------|-------------|-----------|------------|------------|
| 18年度 | 45,086人 | 298億9,017万円 | 2億5,036万円 | 47億1,207万円 | 15.8% |

●職員の給与の状況（平成19年度普通会計予算）

| 区分 | 職員数 (A) | 給与費 | | | | 1人当たり 給与費 (B/A) |
|------|---------|----------|-----------|-----------|------------|--------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計 (B) | |
| 19年度 | 551人 | 21億390万円 | 3億4,921万円 | 8億1,736万円 | 32億7,047万円 | 594万円 |

(注)「職員手当」とは、扶養手当、通勤手当、時間外手当、管理職手当などの諸手当で退職手当は含みません。

●職員の平均給料月額及び平均年齢（平成19年4月1日現在）

| 職種 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 311,100円 | 39歳3月 |
| 技能労務職 | 336,000円 | 43歳0月 |

(注)平成19年度地方公務員給与実態調査に基づくものです。
雲南市職員の給与の特例に関する条例により3~6%減額支給しています。

●職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 雲南市 | | 国 |
|-------|----------|----------|----------------------|
| | 大学卒 | 高校卒 | |
| 一般行政職 | 165,094円 | 134,248円 | 170,200円 138,400円 |
| 技能労務職 | 134,248円 | 134,248円 | - |

②退職手当（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 雲南市 | | 国 | |
|-------|----------|--------|--------|--------|
| | 自己都合 | 定年・勲奨 | 自己都合 | 定年・勲奨 |
| 勤続20年 | 23.50月 | 30.55月 | 23.50月 | 30.55月 |
| 勤続25年 | 33.50月 | 41.34月 | 33.50月 | 41.34月 |
| 勤続35年 | 47.50月 | 59.28月 | 47.50月 | 59.28月 |
| 最高限度額 | 59.28月 | 59.28月 | 59.28月 | 59.28月 |
| 平均支給額 | 28,616千円 | | | |

(注)「平均支給額」は、前年度に退職した職員に支給された退職手当の1人当たりの平均額です。

④住居手当（平成19年4月1日現在）

| | |
|------------|---|
| 借家 居住者 | 月額12,000円を超える家賃を支払っている者に対して27,000円を限度に支給。 |
| 持ち家 居住者 | 2,500円（新築、購入時から5年間に限る） |

⑤通勤手当

| | |
|-------------|--|
| 交通機関 利用者 | 交通期間等を利用して通勤する職員に対して、55,000円を限度に支給。 |
| 交通用具 利用者 | 自動車等を利用して2km以上通勤する職員に対して、通勤距離区分により26,500円を限度に支給。 |

●職員数の状況（各年4月1日現在）

| 区分 | 一般行政 部門 | 教育行政 部門 | 公営企業等 会計部門 | 合計 |
|------|------------|------------|---------------|------|
| 19年度 | 441人 | 109人 | 53人 | 603人 |
| 18年度 | 444人 | 117人 | 53人 | 614人 |
| 増減 | ▲3人 | ▲8人 | 0人 | ▲11人 |

(注)1. 雲南市の条例による定員は654人です。
2. 職員数については、平成19年度地方公共団体定員管理調査に基づく職員数です。

☆平成18年4月1日から職員基本給を3~6%、期末勤勉手当(民間でいうボーナス)を一律10%減額支給しています。

この【概要版】は、給与・定員管理等について公開する情報の一部を抜粋したものです。このほかの情報については、雲南市のホームページ (<http://www.city.unnan.shimane.jp>) に掲載しています。

問い合わせ先：雲南市役所総務部人事課人事給与グループ (☎0854-40-1021)

私たちのまち 雲南市のまちづくり基本条例

雲南市では、市民参加や行政運営のルールなどの基本的事項を定める条例を制定することにしました。基本条例の内容については、市民の皆さん12人による「まちづくり推進懇話会議」で検討されており、その状況についてお知らせします。今回は、第8回まちづくり推進懇話会議での検討状況をお知らせします。

9月20日、8回目となるまちづくり推進懇話会議が開催され、前回会議での検討課題等について、意見交換が行われました。

「雲南市は『平和を』の都市宣言をしているので、前文にも平和や人権といった文言を盛り込んだ方が良くと思う」との「前文に関する前回会議の意見について」

「平和と人権」も大事であるが、暮らしやすさの部分盛り込むこととしてはどうか。

「平和」について盛り込まないのなら、これにかわる地域性や、特色のある文言を盛り込む必要があるのではないかな。

前文については、委員5人による前文検討チームを編成して、検討することにしました。

「自治」か「まちづくり」か、どちらにするのか。

「自治」は行政サイドから作られた雰囲気を持たれるような気がする。市民が中心となって考えたいということであれば、分かりやすいイメージのある「まちづくり」を使ったほうがいいのではないかな。
「まちづくり」について、定義してしまうと型にはまってしまう、身動きがでなくなってしまうのではないかな。

「まちづくり」の中の一つの言葉として「自治」がある。言葉としては「まちづくり」を使うことになりました。

推進懇話会議委員の声



渡部修也さん (出雲市出身)
島根大学で中山間地域の活性化について研究しており、その成果が少しでも雲南市のまちづくりに活かされればと思います。まだまだ、経験も浅いですが、この取り組みを通じて雲南市の発展に貢献したいと思います。



八木良憲さん (三刀屋町出身)
推進懇話会議の中で唯一の10代です。そのため、会議では経験と知識不足から、発言しかなる場面も度々ありますが、永遠のふるさとである雲南市を守っていきたくという思いを胸に、提言に向けて頑張ります。

新たな公共・協働について

市民と行政の関係は市民が自発的に参画することによって協働が始まると考える。行政が協働を誘導するものではない。このことが守られていけば、市民が行政の下請けになることはない。

地域自主組織も新たな公共を担うもののひとつだ思う。このことについては、再度整理することになりました。

会議の内容は「市報うんなん」や「市ホームページ」で随時お知らせすることとしておりますので、基本条例やまちづくりに関し、自由なご意見をお聞かせください。
なお、会議は公開しておりますので、ご覧になりたい方は事前にご連絡ください。

政策企画部政策推進課
☎0854-40-1011

広告枠

私たちは、雲南市のまちづくりを応援しています。